

令和6年度 東港金属株式会社〔京浜島工場〕 環境調査結果 (騒音・振動・悪臭・粉じん・雨水)

令和6年7月

調査実施機関

株式会社 環境総合研究所

埼玉県川越市鴨田 592-3 TEL 049-225-7264

[計量証明登録 濃度第592号、音第7号、振動1号]

1. 騒音レベル

調査期日：令和6年6月20日（木）

調査方法：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例215号）別表7の5」及び「JIS Z 8731:2019」

表1 調査結果（騒音レベル）

調査位置	調査時間	調査結果 (騒音レベル)	規制基準		騒音測定時 の状況
			適否	(参考)	
敷地境界 (東)	13:00~13:10	64 dB	○	70dB	工場内の稼働音

注) 当該地域は工業専用地域であるため、規制基準は適用されない地域となる。

表中の規制基準は第4種区域の規制基準を参考に示した。適否の欄の記号は以下のとおり。

○：規制基準を満足 ×：規制基準を超過

2. 振動レベル

調査期日：令和6年6月20日（木）

調査方法：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例215号）別表7の6」及び「JIS Z 8735:1981」

表2 調査結果（振動レベル）

調査位置	調査時間	調査結果 (振動レベル)	規制基準		騒音測定時 の状況
			適否	(参考)	
敷地境界 (東)	13:00~13:10	46 dB	○	65dB	工場稼働

注) 当該地域は工業専用地域であるため、規制基準は適用されない地域となる。

表中の規制基準は第2種区域の規制基準を参考に示した。適否の欄の記号は以下のとおり。

○：規制基準を満足 ×：規制基準を超過

3. 悪臭

調査期日：令和6年6月20日（木）

調査方法：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月環境庁告示第63号）」

表3 調査結果（臭気指数）

調査位置	採取時間	調査結果 (臭気指数)	規制基準	
			適否	
敷地境界（東）	11:21	<10	○	13
敷地境界（北）	11:38	11		

注) 当該地域は工業専用地域であるため、第3種区域の基準値をあてはめた。

4. 粉じん

調査期日：令和6年6月20日（木）

調査方法：「ローボリウムエアサンプラ（JIS Z 8814）」

「浮遊粉じん濃度測定方法通則（JIS Z 8813）」

表4 調査結果（粉じん）

調査位置	採取時間	調査結果 （粉じん）	参考基準値	
			適否	（参考）
敷地境界（東）	9:45～13:45	0.083mg/m ³	○	1.5 mg/m ³

注）施設から発生する粉じん濃度には東京都では規制値は存在しない。
参考までに茨城県条例で粉じん発生施設に適用される基準値と比較した。

5. 雨水排水

調査期日：令和6年6月20日（木）

調査方法：「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚・建令1）」

表5 調査結果（雨水排水）

項目	単位	調査結果				下水道基準値 （参考）
		北側放流口	適否	東側放流口	適否	
1 水素イオン濃度(pH)	-	7.8	○	7.9	○	5～9
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.6	○	4.9	○	600
3 浮遊物質(S S)	mg/L	21	○	110	○	600
4 n-ヘキサン(鉱油)	mg/L	< 2.5	○	< 2.5	○	5
5 n-ヘキサン(動植物油)	mg/L	< 2.5	○	< 2.5	○	30
6 フェノール類	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	5
7 銅及びその化合物	mg/L	< 0.3	○	< 0.3	○	3
8 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.3	○	0.3	○	2
9 溶解性鉄含有量	mg/L	< 1.0	○	< 1.0	○	10
10 溶解性マンガン含有量	mg/L	< 1.0	○	< 1.0	○	10
11 クロム及びその化合物	mg/L	< 0.2	○	< 0.2	○	2
12 窒素含有量	mg/L	1	○	1	○	120
13 燐含有量	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	16
14 カドミウム及びその化合物	mg/L	< 0.003	○	< 0.003	○	0.03
15 シアン化合物	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	1
16 有機燐化合物	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	1
17 鉛及びその化合物	mg/L	0.02	○	0.03	○	0.1
18 六価クロム化合物	mg/L	< 0.02	○	< 0.02	○	0.02
19 砒素及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	< 0.01	○	0.1
20 水銀化合物	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.005
21 アルキル水銀化合物	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
22 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.003
23 トリクロロエチレン	mg/L	< 0.01	○	< 0.01	○	0.3
24 テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.01	○	< 0.01	○	0.1
25 ジクロロメタン	mg/L	< 0.02	○	< 0.02	○	0.2
26 四塩化炭素	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02
27 1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04
28 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	0.2
29 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.04	○	< 0.04	○	0.4
30 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.3	○	< 0.3	○	3
31 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.006	○	< 0.006	○	0.06
32 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02
33 チウラム	mg/L	< 0.006	○	< 0.006	○	0.06
34 シマジン	mg/L	< 0.003	○	< 0.003	○	0.03
35 チオベンカルブ	mg/L	< 0.02	○	< 0.02	○	0.2
36 ベンゼン	mg/L	< 0.01	○	< 0.01	○	0.1
37 セレン及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	< 0.01	○	0.1
38 ふっ素及びその化合物	mg/L	< 0.8	○	< 0.8	○	15
39 ほう素及びその化合物	mg/L	< 1	○	< 1	○	230
40 1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.05	○	< 0.05	○	380
41 沃素消費量	mg/L	< 20	○	< 20	○	220
42 温度	℃	22.6	○	20.5	○	45

令和6年度 東港金属株式会社〔千葉工場〕 環境調査結果 (騒音・振動・悪臭・粉じん・雨水)

令和6年7月

調査実施機関

株式会社 環境総合研究所

埼玉県川越市鴨田 592-3 TEL 049-225-7264

[計量証明登録 濃度第 592 号、音第 7 号、振動 1 号]

1. 騒音レベル

調査期日：令和6年7月1日(月)

調査方法：「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚・農・通・運告示第1号）」及び「JIS Z 8731」

表1 調査結果（騒音レベル）

調査位置	調査時間	調査結果 (騒音レベル)	規制基準		騒音測定時 の状況
			適否	(参考)	
敷地境界(南)	10:26~10:36	57 dB	○	70dB	工場内の稼働音

注) 当該地域は工業地域であるため、第4種区域の基準を当てはめた。

適否の欄の記号は以下のとおり。

○：規制基準を満足 ×：規制基準を超過

2. 振動レベル

調査期日：令和6年7月1日(月)

調査方法：「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）」及び「JIS Z 8735」

表2 調査結果（振動レベル）

調査位置	調査時間	調査結果 (騒音レベル)	規制基準		振動測定時 の状況
			適否	(参考)	
敷地境界(南)	10:26~10:36	46 dB	○	65dB	工場稼働

注) 当該地域は工業地域であるため、第2種区域の基準を当てはめた。

適否の欄の記号は以下のとおり。

○：規制基準を満足 ×：規制基準を超過

3. 悪臭

調査期日：令和6年7月1日(月)

調査方法：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月環境庁告示第63号）」

表3 調査結果（臭気指数）

調査位置	採取時間	調査結果 (臭気指数)	規制基準	
			適否	
敷地境界(風上)	9:50	14	○	-
敷地境界(風下)	10:00	<10		

注) 富津市は臭気物質規制であり、臭気指数規制値はまだ規定されていない。

4. 粉じん

調査期日：令和6年7月1日（月）

調査方法：「ローボリウムエアサンプラ（JIS Z 8814）」

「浮遊粉じん濃度測定方法通則（JIS Z 8813）」

表4 調査結果（粉じん）

調査位置	採取時間	調査結果 （粉じん）	参考基準値	
			適否	（参考）
敷地境界（南）	9:32～12:32	0.096mg/m ³	○	1.5 mg/m ³

注）施設から発生する粉じん濃度には千葉県では規制値は存在しない。
参考までに茨城県条例で粉じん発生施設に適用される基準値と比較した。

5. 雨水排水

調査期日：令和6年7月1日（月）

調査方法：「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚・建令1）」

表5 調査結果（雨水排水）

項目	単位	調査結果（雨水排水）				下水道基準値 （参考）
		雨水1	適否	雨水2	適否	
1 水素イオン濃度(pH)	-	8.0	○	8.0	○	5～9
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.3	○	10	○	600
3 浮遊物質量(SS)	mg/L	<5	○	13	○	600
4 n-ヘキサン（鉱油）	mg/L	<2.5	○	<2.5	○	5
5 n-ヘキサン（動植物油）	mg/L	<2.5	○	<2.5	○	30
6 フェノール類	mg/L	<0.5	○	<0.5	○	5
7 銅及びその化合物	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	3
8 亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	2
9 溶解性鉄含有量	mg/L	<1.0	○	<1.0	○	5
10 溶解性マンガン含有量	mg/L	<1.0	○	<1.0	○	5
11 クロム及びその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	2
12 窒素含有量	mg/L	1	○	1	○	60
13 燐含有量	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	8
14 カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	0.03
15 シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと
16 有機燐化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと
17 鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.1
18 六価クロム化合物	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	0.2
19 砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.05
20 水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005
21 アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
22 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
23 トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.3
24 テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.1
25 ジクロロメタン	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	0.2
26 四塩化炭素	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02
27 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04
28 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	1
29 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	○	<0.04	○	0.4
30 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	3
31 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	0.06
32 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02
33 チウラム	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	0.06
34 シマジン	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	0.03
35 チオベンカルブ	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	0.2
36 ベンゼン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.1
37 セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.1
38 ふっ素及びその化合物	mg/L	<0.8	○	<0.8	○	8
39 ほう素及びその化合物	mg/L	<1	○	<1	○	10
40 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	0.5
41 沃素消費量	mg/L	<20	○	<20	○	220
42 温度	℃	24.5	○	26.2	○	45